

社会福祉法人ひかりの家 役員等の報酬、諸手当 および費用の弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりの家の理事長、理事、監事および評議員の報酬および諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額)

第2条 報酬および諸手当の額は、予算の範囲内において理事長が定めるものとする。

2 平成14年度から以降、後に定めなおすまでは、無償とする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、社会福祉法人ひかりの家の旅費規程の定めにより支給するものとする。

2 平成14年度から以降、後に定めなおすまでは、無償とする。

(支給方法)

第4条 支給方法は、職員の例による。ただし、都合により期末毎にすることができる。

附 則

この規程は平成14年4月1日より実施する。